

# 平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名	経済産業省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税                 不動産取得税                 固定資産税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税                 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を 2 分の 1 控除する</p>		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 51 条第 2 項、同法第 72 条第 1 項第 3 号、 同法第 72 条の 12 第 1 号ハ、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 同法第 313 条第 2 項		
減収見込額	[初年度] ( ▲ 2 ) [平年度] ( ▲ 2 ) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。</p> <p>このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄では、急速に成長する中国、インド、ASEAN 等のアジア諸国の中心に位置する地理的優位性を活かし、沖縄の国際物流拠点化、国際物流拠点産業の新たなリーディング産業への育成等を実現すべく、国際物流拠点産業集積地域を中心に様々な取組を進めている。</p> <p>その結果、近年では、2009 年 10 月に開始された国際貨物ハブ事業等の成果もあり、那覇空港の国際貨物取扱量が成田空港、関西空港、羽田空港に次ぐ規模となっている他、平成 26 年度の税制改正による措置適用の要件緩和等により、那覇空港や那覇港湾、中城湾港周辺に製造業・物流業等の企業が集積し始めるなど、沖縄の国際物流拠点化は着実に進展している。</p> <p>今後も本制度を活用することにより効果的に企業誘致を進め、達成目標の早期実現を図りたい。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 4. 中小・地域 【施策】 4-4 地域産業										
	政策の達成目標	・進出後に税制を活用した企業数の増加 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間										
	同上の期間中の達成目標	平成 33 年度 ・進出後に税制を活用した企業数 30 社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 870 人										
政策目標の達成状況	(平成 24 年度～平成 27 年度) ・進出後に税を活用した企業数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業数</td> <td>2 社</td> <td>2 社</td> <td>5 社</td> <td>3 社</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	企業数	2 社	2 社	5 社	3 社
		H24	H25	H26	H27							
企業数	2 社	2 社	5 社	3 社								
政策目標の達成状況	<p>※国税を活用した企業数。 ※平成 24 年度及び平成 26 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から引用。平成 27 年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査結果から引用。</p> <p>・上記の企業進出に伴う雇用者数の増加 175 人 ※沖縄県庁実施の企業アンケート調査において、過去 3 年間に税制を活用した企業 6 社における雇用者数。（平成 28 年 7 月末現在）</p>											
有効性	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度 22 件の活用を見込む。（上記達成目標実現等の仮定のもとでの試算。）										
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、高付加価値なものづくり企業や物流企業などの進出を促進するとともに、当該企業の事業規模拡大やそれに伴う雇用者数の増加に寄与する。 また、企業進出や事業展開を支援することによって、国際物流拠点産業の集積を促進し、沖縄県の産業・貿易の推進につなげていく。										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税及び所得税の軽減</li> <li>・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置</li> <li>・事業所税の軽減</li> <li>・貿易手続きの簡素化</li> </ul> <p>(1) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 (2) 関税の課税物件の確定に関する特例措置 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。</p>										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-										
要望の措置の妥当性	<p>本特例措置を通じて、企業進出を促進し事業展開を支援することは、国際物流拠点産業の集積や雇用創出につながり、政策目的を達成する手段として有効である。</p> <p>なお、本特例措置は、企業が自助努力により利益をあげ、更なる成長を求めて設備投資を行うことを後押しするものであり、補助金等にみられるようなモラルハザードを抑制する効果を上げることができ、必要最小限の措置となっている。</p>											

税負担軽減措置等の適用実績	(過去3年間の適用実績)	(単位:百万円)																												
		項目	H24	H25	H26																									
	地方税	法人住民税	適用額	3	2	2																								
		個人住民税	適用額	-	-	-																								
		事業税	適用額	1	0	2																								
事業所税		適用額	0	0	0																									
<p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成24年度から平成26年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市だけの措置。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p>																														
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	(平成26年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 827千円、事業税 -</li> <li>・沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 812千円、事業税 1,618千円</li> </ul> <p>※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。</p>																												
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>平成26年度の本税制の改正(要件緩和等)以降、年度毎の企業の増加率は改正前の2倍以上に増加し、これに伴い県内からの搬出額も順調に推移していることから、本特例措置が企業の進出や事業展開、ひいては国際物流拠点産業の集積に一定程度効の効果があったものと推察される。</p> <p>なお、沖縄県が実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点では、参加企業271社の48%が「税の優遇制度」と回答しており、本特例措置が企業進出や事業展開のインセンティブ措置として有効に作用していると考えられる。</p> <p>(直近4年間の企業数、雇用者数、搬出額の推移)</p> <p>(単位:社、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>(増加企業数)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(増加率)</td> <td>6.4%</td> <td>6.0%</td> <td>13.2%</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>搬出額</td> <td>9,780</td> <td>11,589</td> <td>12,176</td> <td>13,785</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県の企業アンケート調査より)</p> <p>※上記企業数は、成果指標を設定した当初に本税制の対象地区となっていた旧那覇地区及び旧うるま地区に限定した件数。搬出額は当該地区の実績。</p>						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	立地企業数	50	53	60	73	(増加企業数)	3	3	7	13	(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%	搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																										
立地企業数	50	53	60	73																										
(増加企業数)	3	3	7	13																										
(増加率)	6.4%	6.0%	13.2%	21.7%																										
搬出額	9,780	11,589	12,176	13,785																										
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を平成33年度までに260社とする。</li> <li>・国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする。</li> </ul>																													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>前回要望時(平成25年度)の最新データである平成24年度実績では、新規立地企業数(累計)が50社、雇用者数が721人であったが、平成27年度にはそれぞれ73社、992人まで増加しており、一定の進展が見られる。</p> <p>しかしながら、目標達成に向けては、引き続き企業立地や雇用創出等の促進が必要な状況。</p>																													
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成10年度 ・自由貿易地域 拡充</li> <li>・特別自由貿易地域 創設</li> <li>○平成14年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> <li>○平成19年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長</li> <li>○平成24年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設</li> <li>・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止</li> <li>○平成26年度 ・国際物流拠点産業集積地域 拡充(対象業種の追加等)</li> </ul>																													